

目 次

- 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎は、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様であるが、今日肝炎が国内最大級の感染症であることは明らかである。肝炎は放置すると肝硬変・肝がんなどへ重篤化するのであって、肝炎患者にとって将来への不安は計り知れないものがある。

しかも、これまで肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたものの、早期発見や医療へのアクセスにはいまだに解決すべき課題が多い。すなわち、これまで多くの肝炎対策が進められてきたが、未だに肝炎ウイルスに起因する肝硬変、肝がんなどによる死亡者は年間4万人を超えており、全国で進められているウイルス検診や治療費助成制度を一層強化すべきである。また、肝疾患診療体制も各都道府県で取組にばらつきがあり、地域によっては患者が適切な治療を受けることが出来ない現状である。

更に、B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされたものも存するうえ、ウイルス性肝炎患者は高齢化が進み、病気が重篤化し、肝硬変・肝がんに苦しんでいる。これまでのウイルス肝炎対策は重症化しないための医療費助成に重点が置かれ、重篤化した肝硬変以降の患者に対する支援の在り方については殆ど検討されてこなかった。

これらの現状にかんがみ、肝炎対策のより一層の推進を図るため平成22年1月1日肝炎対策基本法が施行されたのであり、基本指針は、同法第9条1項に基づき策定されるものである。この基本指針において、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）対策を総合的に推進するために基本となる事項を定め、今後、基本指針に基づき国及び地方公共団体、更に肝炎患者を含めた国民、医療関係者などが一体となって、良質かつ適切な医療や社会福祉サービスの実現に取り組むことにより、ウイルス肝炎患者が安心して治療し、将来に不安がなく生活出来ることを目指すものとする。

肝炎は、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。しかしながら、我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス感染に起因する肝炎患者が大きな割合を占めていること、及び肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）前文の趣旨にかんがみ、本基本方針においては、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎（以下「肝炎」という。）対策を総合的に推進するために基本となる事項を定めるものとする。

何故基本法が定められたのかについて記載された前文の趣旨を明確に書き込むべきである。